

事務局 皆様には、大変長らくお待たせいたしております。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会第2回明日香村小委員会を開催させていただきます。

私、事務局を務めさせていただきます、国土交通省都市・地域整備局公園緑地課緑地環境推進室長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日出席いただきました委員、臨時委員、専門委員は8名中6名でございます。本委員会の議事運営第5に定めます定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

なお、里中臨時委員、吉兼専門委員におかれましては、本日はご都合により欠席でございます。

また、本日は、奈良県知事の柿本臨時委員の代理で、奈良県企画部長にお越しいただいております。

さらに、本日は、都市・地域整備局長が出席しております。

次に、資料でございますが、お手元に一覧表とともに9種類の資料をお配りしてございます。ご確認をいただきまして、過不足がございましたら申し出ていただきたく存じます。配付資料につきましては、表紙の議事次第の次のページに入っております、資料1から9まで入っております。

一応、この資料のとおり説明をさせていただきますが、もし途中で過不足があることを再度発見されましたら、手を挙げていただければ、事務局のほうがお持ちいたしますので、そのようにしていただきたいと思っております。

それでは、早速審議に入らせていただきたいと思っております。これからの進行は、委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

委員長 おはようございます。

早速でございますが、議事次第に従いまして、議事に入りたいと思っております。

本日は、まず議事、(1)でございますが、「明日香村小委員会第1次報告案について」でございます。そのあとに、議題の(2)で「その他」ということでございますが、明日香村の景観の保全等について、事務局からご報告を受けたいと思っております。

では、まず議題(1)の明日香村小委員会第1次報告案について審議を行いたいと存じます。前回の、6月11日になりますが、第1回の小委員会では、現地の視察を行った上で、明日香村における歴史的風土の創造的活用に関する自由な意見交換を行いました。本日は、財政措置等を中心とした部分と、今後、小委員会の最終報告に向けた課題の整理について、第1次報告をとりまとめたいと考えております。第1次案の草案につきましては、事前に委員の皆様方に送付して、ご意見等を伺っているところでございますが、まず事務局から、本日席上に配付されている案についてのご説明をお願いしたいと存じます。

では、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、事務局のほうから説明させていただきます。公園緑地課の企画専門官でございます。

す。よろしくお願いたします。

第1次報告案の内容についてということでございまして、資料の5並びに資料の6をもちましてご説明をさせていただきたいと思っております。まず、資料の5でございますけれども、これは事前に、皆様のところには郵送でお送りさせていただいたものから、一部ご意見をいただいたところがございますのと、それから、表現の適正化といったようなことで、若干文言の修正を行っているものでございますので、その修正点を含めまして、簡単にご紹介をさせていただこうと思います。

「明日香村における歴史的風土の創造的活用について(第1次報告)(草案)」という形で、お手元にお渡しさせていただいております。まず「はじめに」ということで、こちらでは、明日香村におけますこれまでの措置の経緯について、簡単に整理をさせていただきます。奈良県高市郡明日香村は、我が国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であり、往時の歴史的、文化的遺産が村の全域にわたって数多く存在し、他に類を見ない貴重な歴史的風土を形成しているということでございます。また、この歴史的風土といえますものは、明日香村住民の日常的な生活の中で保存され、はぐくまれてきたものであるということで、これらを良好に保全していくためには、住民生活の安定及び産業の振興との調和が不可欠だという認識のもとに、古都保存法並びに明日香村特別措置法が制定されまして、これに基づいて、村全域にわたります行為の規制、整備計画に基づきます生活環境、産業基盤の整備等、また、明日香村整備基金によります事業などが講じられてきたということでございます。

他方、この明日香村特別措置法の制定時に主要産業でありました農林業が衰退してきているということとありますとか、総人口の減少、高齢化等によりまして地域の活力が衰退、また、これらを背景として、村財政の悪化などの課題が顕在化してきております。こうした課題につきましては、必ずしも明日香村特有の問題ではございませんけれども、全村にわたります行為規制がなされているということが、活性化に対する制約となっているということは、十分配慮しなければいけない。こういう認識のもと、平成11年3月に、歴史的風土審議会におきまして、明日香村に関します答申がなされております。この中で、歴史的風土の創造的活用という言葉が外に出されまして、それによります産業振興、また、地域住民や国民の積極的な関与の重要性、必要性といったものが明らかにされたところでございます。

この答申を踏まえまして、平成12年度から21年度を計画期間といたします第3次明日香村整備計画が策定されまして、また新たに、明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金というものが措置されたということでございます。これらの措置によりまして、観光・交流によります地域づくり、また、農林業と調和した地域活性化というものへの取り組みが少しずつ進展しているという状況でございます。また、一方で、交流・観光に対応したインフラ、街並みの整備、それから、村内に散見されます景観阻害要因といったような課題も明らかになってきているというようなことでございます。

こういう状況の中で、今後、明日香村におけます歴史的風土の保存と活用を一層推進し、住民生活の安定向上と地域産業の振興などの地域の活性化を目指した、我が国を代表する古都にふさわしい地域づ

くりを進めるということの中で、今後、取り組むべき措置並びに課題について報告をするという形に整理してございます。

続きまして、これまでに行われてきました取り組みに関しての評価をしておくということで、「これまでの取り組みの評価」ということでまとめさせていただいております。昭和55年から明日香村特別措置法等に基づきまして、およそ四半世紀の長きにわたりまして、歴史的風土の保存が図られてきたということによりまして、周辺の市町村と比べますと、明確に土地利用の状況や景観が異なっている。こうした特別措置法に基づきます措置は、明日香村の歴史的風土の保存に相当の効果を発揮し、所期の目的は達成しているということは評価すべきであるということ、まず整理してございます。

また、3次にわたります明日香村整備計画の推進によりまして、村民生活を支えます道路や河川、下水道の整備、また農林業の振興のための基盤整備なども進められている。また、文化財調査や文化・観光資源といったものを活用するための施設の整備も着実に進んではきているということでございます。

また、その創造的活用というテーマでございますけれども、これにつきましては、交付金の活用等によりまして、農林業と連携した明日香オーナー制度の取り組みなど、歴史的風土の創造的活用によりまして産業振興の取り組みも、徐々にではございますが実績を挙げつつある。また、これに伴いまして、交流・観光等に対します村民の理解と意欲も徐々に進んできているという状況でございます。

一方で、課題ということで、以下に整理をさせていただいております。まず1点といたしましては、「明日香村にふさわしい景観の保全・創出」という観点でございますが、明日香村特別措置法が制定される以前から残されてきております、いわゆる景観阻害要因と呼ばれております土地利用でありますとか、主要な文化的・歴史的資産周辺での住宅の建てかえ等に伴っての、周辺の歴史的風土になじまない建築物、工作物の設置など、歴史的風土の保存だけではなくて、交流や観光という観点から、それらを振興していく上でも問題となりますような景観阻害要因が村内に散見されているという状況でございます。

また、公共施設におきまして、個別の事業ごとには、当然ながら景観に対する相当な配慮がなされてきているわけではございますが、全体を通じての統一に欠けている面が見られるということでございます。

次に、「歴史的・文化的遺産の保全・活用」という観点でございますけれども、明日香村には数多くの貴重な歴史的・文化的遺産が存在しているわけではございますが、個々の遺跡の保存につきましては、一定の取り組みがなされているところでございますけれども、全体を通じまして、必ずしも計画的な保全や活用がなされているとは言いにくい状況にあるということでございます。また、近年の文化財調査の進展に伴いまして、新たな歴史的資産が判明してきております。これらの保存と活用について、検討が必要であるということでございます。また、交通対策や交流人口の受け皿となります施設整備、こういったものにつきまして、交流や観光での活用を図る上では不十分な面が少なくない。また、数多くの史

跡がございますけれども、飛鳥時代のありようを彷彿とさせるようなものなど、交流・観光の拠点的な役割を果たす史跡は必ずしも多くないという状況でございます。

3点目といたしまして、「明日香村らしい街並みの整備・保全について」ということございまして、これも、明日香村の歴史的風土の保存に当たりましては、飛鳥時代の遺跡やそれらに関連いたします建築物、また、自然的な環境の保存については、相当の対策が講じられてきておるわけでございますけれども、明日香村らしさを醸し出す街並みの整備・保全ということにつきましては、従来、まだ、必ずしも十分には取り組まれてきていなかったということでございます。今後は、近代・現代の建築物も含めまして、適切な評価並びに交流・観光の資源となります街並みの計画的な整備・保全が必要であるということでございます。

4点目といたしまして、「効果的な事業の推進」ということございまして、やはり、産業の停滞や人口の伸び悩みなどを背景といたしまして、村の財政基盤が依然として脆弱であるということで、第3次明日香村整備計画の計画的な執行に支障が生じてきているのが実態でございます。今後、交流や観光などによります地域産業の育成などによりまして、村税の増収を図り、明日香村の財政的自立に向けた施策を推進することが必要であるということでございます。

こうした4点の課題を念頭に置きまして、今後措置すべき事項につきまして整理したものが、その次でございます。お配りした時点では、財政的な事項と、それから今後検討すべき課題という形で整理させていただいておりましたが、とりあえず、緊急に措置すべき事項というものについて、必ずしも財政的でないものも含めて整理しておくということございまして、少し表現ぶりを変えまして、緊急的に措置すべき事項と、今後検討すべき事項という2つに整理をさせていただきました。前に整理いたしました課題に的確に対応いたしまして、今後、明日香村の歴史的風土の保全並びにその創造的活用ということを通じての明日香村の活性化を図るという観点から、必要な措置について整理したものでございます。

まず、「緊急に措置すべき事項」ということでございますが、まず、1点目といたしまして、明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金でございます。これにつきましては、平成12年から16年までの5カ年間の措置ということで講じられたものでございますけれども、明日香村整備基金と相まって、村民等によります交流・観光を基盤とした地域づくりの取り組みの立ち上げ並びに支援に、相当の効果を発揮してきたところでございます。これらの取り組みにつきましては、ようやくその端緒についたところでございますので、今後、さらに進めていくためには、引き続き措置が必要であるということで、平成17年以降につきましても、同様の措置を継続するべきということ整理させていただいております。

まず、この活用のための交付金につきまして、具体的にどういう事業を行ってきたかということにつきましては、事例集ということで、資料6のほうに整理をさせていただいております。昨年度までの4年間の実績ということでございますけれども、こちらのほうを参考にござらんいただければと思っております。

ます。主に景観的な整備、それから農林業との連携によります地域振興という観点から、幾つかの事業が進められてきておりまして、一定の効果を発揮してきているということでございます。

続きまして2点目、「歴史的風土の保存と創造的活用によります観光振興について」ということございまして、この歴史的風土と申しますものは、明日香村に限らずでございますけれども、我が国らしさというものを最も顕著に表出する観光資源であるというふうにもとらえられるということで、その保存と創造的活用によります観光振興策といえますものは、交流・観光によります地域づくりのための効果的な手法として、広く全国的に活用が期待される施策でもあるということでございます。したがって、歴史的風土を有しながら、観光資源としての活用が十分に進んでいない明日香村をフィールドといたしまして、交流・観光によります地域づくりのための施策に関します社会実験などを行い、施策の企画・検討並びにその効果の測定によります評価、それと施策の普及啓発を進めるということは、観光立国の実現の観点からも有効であるということでございますので、国・県・村の連携によりまして、積極的な取り組みが必要である。この際、歴史・文化・産業資源といったものを活用した体験的なプログラム、体験学習、こういったものの導入、それから、主要産業であります農林業との連携、また、地域住民やNPOなど、自主的・自立的な取り組みが推進されるように配慮が必要である。また、明日香村の観光振興を図る上での計画や、景観に関します計画について検討するべきであるというふうに整理させていただいております。

また、3点目といたしまして、推進中の第3次の整備計画でございますが、今後、進捗がおくれるという見込みが出てございますけれども、この第3次明日香村整備計画につきましては、厳しい地方財政事情なども踏まえつつ、事業の重点化、効率化によりまして、優先度の高い事業から着実に実施することが必要である。また、これらの事業が計画的に推進されますよう、財政的支援の継続でありますとか、関係者間での連携などの所要の措置を講ずるべきということ整理させていただいております。

以上の3点を、緊急に措置すべき事項ということで整理させていただいたのは、特に来年度の予算要求などを念頭に置きますと、この時期にこういったことにつきましてご提言をいただきますならば、政府のほうでの予算要求などへの反映が可能であるということで、これらを緊急的に検討すべき事項ということで整理させていただきました。

また、引き続きまして本小委員会で検討すべき事項ということで、「引き続き検討すべき課題」を整理させていただいております。これは、先ほど整理いたしました課題に対応しての検討事項ということでございます。まず、1点目といたしまして、「明日香村らしい景観の保全・創出について」ということで、公共施設でありますとか、建築物等におきます景観保全のためのルールづくり、また、先ほど成立いたしました景観法の活用等によりまして、田園景観を含めた明日香村らしい景観の保全・創出について検討する必要がある。また、景観阻害要因に対します対策について検討する必要があるということでございます。

2点目といたしまして、「歴史的・文化的資産の保全・活用について」ということですが、これらの歴史的・文化的資産の保全や交流、観光への活用ということにつきまして、村全体を対象としたマスタープランが必要ではないかということですが、また、これらの交流・観光の拠点となる施設、地区のあり方、また、これらの拠点となり得る施設ということで、国営公園の活用についてということをご披露させていただきます。

3点目といたしまして、「明日香村らしい街並みの整備・保全について」でございます。歴史的風土の保全・活用の観点から、重要な街並みの保全と整備・保全について検討する必要がある。また、特に交流人口を受け入れるという観点から、都市的なサービスでありますとか、ホスピタリティーの提供のあり方、これらも、この街並みの保全・整備の中で検討していくべきであろうということでございます。

その他ということで、歴史的風土の保存・活用に関して、地域住民の主体的な取り組みを促進するための仕組みが必要である。また、村内に散在いたします、古都保存法による買入地、また、近年増大してきております耕作放棄地といった未利用地の有効活用、これらが重要であるということで、整理をさせていただきます。

この、引き続き検討すべき課題につきましては、事前にお配りさせていただきました資料は、もう少し細かい書きぶりをおたかと思っておりますけれども、今後の検討課題ということもございますので、幅広くとらえられますように、文言につきましては若干簡略化をいたしまして、課題のみについて簡潔に整理するように改めさせていただきます。

以上が第1次報告の草案の内容でございます。なお、この第1次報告の今後の取り扱いでございますけれども、本日ご議論いただいた上で、この草案をとった形での報告という形で整理をしていただきますれば、8月に開催を予定しております社会資本整備審議会の歴史的風土部会に、小委員会の1次報告という形でご報告させていただければというふうに思っております。また、第2次報告ということで、最終的な報告につきましては、前回の小委員会でもご説明させていただきましたけれども、年内をめどに、今後数回の小委員会を開催させていただきます、その中で整理をして、取りまとめていただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。それでは、この資料5の第1次報告案につきまして、質疑を行いたいと思います。どの場所でも結構ですし、どなたからも結構でございますが、ご発言、あるいはご質問、ご意見等、ちょうどできるとありがたいのですが、いかがでございますでしょうか。

D専門委員 それではちょっと、これに対するコメントを申したいと思っております。

最初の案と比べると、4ページ目に、主要産業である農林業との連携ということで文言が入りまして、非常によくなったかなと思います。というのは、全体を読んでみて少し気になったのは、歴史的風土というと、どうしても農林業というのが非常に大きなファクターになると思います。この報告でも書いて

ありますように、非常に農林業が衰退している。私もずっと明日香村の農業を見ておりまして、このままでほんとうに大丈夫なのかなど。あと5年後、10年後には、農業をやっている人がほとんどいなくなってしまうのではないかと。特に棚田のほうで厳しい状況だと思います。もちろん、いろいろ取り組みをやっていただいているんですが、まだ効果として十分に上がっていない。全体的な大きな流れからすると、例えばオーナー制で田んぼをつくっているのは、全部で1ヘクタールにもならないとか、非常に小さな活動にしかかかっていない。そういう中で、どんどん農業、農林水産業全体が衰退していくと、ほんとうに、ここで述べられているように耕作放棄地が増え、景観そのものが破壊されてしまうのではないかと危惧しています。

ここで、具体的に非常に難しいと思うんですけども、ある程度大きな方向が変わるような対応をしないと、状況は非常に厳しいのかなという印象を受けました。これから交付金事業なり、いろんな観光振興もやられるということで、3次整備計画も入っていますので、その中である程度取り組みはできると思うんですけども、長い目で見ると、衰退の方向を変えるのは、ちょっと厳しいかなという印象を持っております。これからの取り組みで、耕作放棄地等の活用ということになっていきますので、農業の場合は土地利用規制とか、耕作者への規制が非常に厳しいと思うんですけども、いろいろな可能性をうまく組み合わせて対応ができればいいと思います。少し農業分野で、何か新しい方策なりが、考えられないものかなという意見です。

委員長 どうもありがとうございました。今のご意見に対して、事務局から何か、特にございますか。あるいは、奈良県さんとか明日香村さんとか、いかがでしょうか。

事務局 この農林業との連携の必要性につきましては、実は、事前にお配りした中で、C専門委員のほうからもご意見をいただいております。ぜひそういうことを加えるべきというふうに言われております。それを踏まえまして記述させていただいたんですけども、特に今後の課題ということの中にも、農林業の振興という趣旨のことを、できればつけ加えさせていただいて、今後、引き続き検討課題として取り上げさせていただければというふうにも思いますけれども、いかがでございましょうか。

委員長 以上のことで、よろしゅうございますか。

D専門委員 はい。また引き続き検討をよろしくお願ひしたいと思います。

委員長 委員の方、ほかの方、どなたか、ご発言ございますか。

B臨時委員いかがですか。

B臨時委員 観光について、もっと推進すべきだということではありますが、この明日香村への観光については、従来からいろんな議論があるわけでありまして、20年前には、明日香村は観光地ではないという否定論すらあったわけでありまして。そういう意味で私は、文化財立村となるためには、観光というものが、世界的な傾向から見ましても不可欠ではないかなと思うわけです。

ただ、多くの方が来た場合、この棚田の景観というのは重要なのでありますけれども、何と言いまし

ても、多くの観光の人々は、歴史的な遺跡というものについて感心があるんだろうと思います。そういう意味で、遺跡に行きましても、果たしてこれがどういう遺跡だということが、なかなかわからないというようなことが考えられます。遺跡の発掘というのは、私は、古代の都市計画の復元ではないかと思うのでありますけれども、そういう意味で、ここまで都市計画がわかってきたということ、よりわかりやすい、観光客にも大変わかりやすいという状況にしていただかないと、その点々で、皆、観光客は見て歩くわけなのであります。そういう意味で、古代の都市計画のあり方というものを、よりわかりやすい方法にしてほしい。

特に、観光と言いますと、明日香の場合、見るものが限られてきますし、この遺跡の整備にしましても、極めていろんな制約の中でされているわけでありまして。今日では、遺跡の復元について、例えば平城宮の大極殿、あるいは朱雀門というふうなものが幾つか出てきて、具体的な姿というものが見えるようになっているわけでありまして、私は、明日香においても、何力所かの拠点を考え、それを復元的な方向に持って行っていただければいいのではないかなと思います。そういう意味で、行政的にも、文化財の関係の諸機関との連帯をより深めていただければよいのではないかなと思います。

委員長 ありがとうございます。

今、幾つかご指摘ございましたが、事務局から何かございますか。

事務局 ただいまご指摘いただきました事項につきましては、前回の小委員会並びにご視察の席上でも、似たようなご意見をいただいております、それを踏まえまして、課題の中で、当時を彷彿とさせるような、拠点となるような史跡が少ないというような事項でございますとか、今後の検討課題の中でも、そうした保存・活用ということについてのマスタープランや、拠点となる施設と地区のあり方ということをご検討いただきたいと思いますと考えております。ぜひとも、引き続きご議論いただければありがたいというふうに考えてございます。

B臨時委員 それから、近年、明日香への観光というもののキャンペーンが、やはり以前よりも低調になりつつあるのではないかなと。これは、県のほうの取り組みも、奈良といいますと、どうしても奈良市の社寺のほうに回っていかれて、明日香を単独にしたポスターというのは、ほとんど見たことがございません。県のほうも、明日香の重要性は十分に認識されていると思うのであります、そういう意味で、国・県・村というのが一体となってというのは、極めて美文化されて具体性がないのではないかなと思います。県のほうにはよろしくお願ひしたいと思います。ここにおられるのは観光の方ではございませんので、ちょっと失礼なことになるかもしれません。

委員長 ありがとうございます。

また引き続き、今年度、数回ほど委員会が続きますので、ぜひ今、B臨時委員からご提案がありましたことを含めて、事務局でもいろいろ検討資料等作成、よろしくお願ひしたいと思います。

奈良県さん、あるいは明日香村さん、何かございますでしょうか。

奈良県企画部長 奈良県の企画部長でございます。柿本知事の代理として出席をさせていただいております。

財政的にも、国、地方を通じて非常に厳しい中で、やはり、現にたくさんの方がお住まいの明日香村の歴史的風土をどう守っていくかということで、この報告書の中に、交付金についても同様な措置を継続すべきであるというご報告になっておりますので、これは非常にありがたいなというふうに考えているところでございます。

それと、先ほど少し観光のお話、B臨時委員からご指摘がございました。確かに、奈良への観光ですと、えてして奈良市ということを思われがちですが、私たち県としても、万葉文化館を明日香村に設置し、それを通じていろんな広域観光の拠点にしようということで取り組んでおりますし、実は、平城遷都1300年の2010年に向けまして、古代首都変遷の歴史をたどっていこうということで、昨年、一昨年と、明日香村を舞台に、飛鳥京ルネサンス事業というものも展開をし、今後、藤原京ルネサンス、さらに平城京というふうにつないでいきたいと思っております。おかげさまで、今年の7月初めに、紀伊山地の霊場と参詣道が世界遺産にも登録されましたので、ちょうど北の奈良、真ん中の法隆寺、南の世界遺産ということで、県内に3つの世界遺産がありますから、これをうまく連携し合いながら、特に明日香と、例えば吉野を結びつけた、いろんな広域観光ルートの開発などにも取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

では、C専門委員、よろしく願います。

C専門委員 先ほどD専門委員からお話がありました、農の土地利用の問題です。明日香村は今、古都法の買い上げが43ヘクほどになっています。15ヘクほどは、村の農家の方が賃貸契約というか、今、百姓をしている。あと12ヘクほどが、草刈りだけをしていると。そしてまた残りが、幾らになりますか、約10何ヘクは公園化されたりいろんなことをされているという形の中で、まだまだ買い上げに希望されている農家が多いということは、ますますもって農業離れが進んでいるということなので、この古都法の買い上げの土地利用の仕方、これを全面的に村のほうに一定、産業としては、生産物の場所としては成り立たない場所ばかりなので、農家の方が、この15ヘクのところを進んでやっているのは、まだ今までの農機具とかいろんなものがあるから、わりと耕しやすいから耕してるわけで、あとのところは、そういう意味では、もうだれも手を出さないという状況に入ってきておりますので、我々、地域振興公社等を立ち上げてやっているんですが、何せそれ自体が、もう採算ベースに乗るとか乗らんとかいう問題でも何でもないので、ですから、この古都法の買い上げの中での土地利用、そしてまた、どういうふうに有効利用していくのかということが、早急に考えていただきたいなという思いもいたします。

それと、歴史的遺跡の観光とか、いろんな問題ですけども、明日香村の場合、そんなに簡単に、すぐにこの遺跡が観光に寄与するかと言ったら、なかなか難しい点もありますけれども、住民の気持ちとしては、50年、100年の向こうでも結構ですから、こういうふうな形にしましょうという大きなプログラムというか、そういうのがもう計画できるだけの発掘調査とか、今までの発掘の歴史的な背景があって、私はできるのではないかなと。その中でそういうことをやっていかないと、単発的にやっても、ほんとうに明日香というところの全体のイメージとか、遺跡の活用とかいう形が相ならんのではないかなという思いがするんで、文化庁さんにもその旨はお伝えはしているんですが、そういう大きな計画というものをぜひとも、この明日香法ができるときに、私は、そういう大きな目的がきちんとあったという思いがします。ただ経済的なことだけでという形で、この明日香村を、同じ行政体の法律の中で切るというのは、ちょっと住民の心をもう少し考えていただきたいなという思いがいたします。ぜひともそこら辺の、いろんな形で法律の解釈を考えていただいたらありがたいなと思います。

委員長 ありがとうございます。

今、土地の買い上げ地のことと、将来ビジョンといいますが、2点ご指摘ございましたが、事務局としてコメントとかご発言はございますか。

事務局 まず、買入地につきましては、その有効活用が非常に、明日香村の今後を考えていく上で重要であるという認識は持っております。特に、その買入地が散在している状況でございます。有効活用するというのもなかなか難しいということ、それから特に山間地が、現況買入れている土地が多いということもありまして、これらをどうしていくのかというのは、非常に難しい問題でもあると思っております。

例えば、非常に難しいとは思いますが、集約化も含めて少し検討が必要なのかなというふうには考えております。考えようによりましては、いろいろ使い道ができる種地であるというふうにも考えられますので、そのあたりにつきまして、よいアイデアも含めまして、今後ご検討いただければというふうに思います。

それから後段の、全体を見渡した史跡の保全・活用に関します長期的なビジョンをということでございまして、これも、必要性が高いというふうに認識しておりますので、今回の報告の中にも書かせていただいているところでございます。今般、少し文化庁さんの方とも一緒にお話をする機会もございましたので、こちらでの委員会の検討状況も踏まえながら、文化庁さんのほうにも逐次情報提供させていただいて、うまく連携をとってやっていければと思っておりますし、また、県内部でも、引き続きご協力をお願いできればというふうに思っております。

委員長 ありがとうございます。

また、次回以降、引き続き専門委員からご提案のことについては、ぜひ取り上げてほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、A臨時委員。

A臨時委員 何人かの委員の方から意見がありましたけれども、5ページの、引き続き検討すべき課題のところ、1番目が「明日香村らしい景観の保全・創出」それから3番目が「明日香村らしい街並みの整備・保全」というのがあって、2番目で「歴史的・文化的資産の保全・活用」というのがある。明日香村というのは、ほかの古都の地域と比べて全然違うんですね。ほかの古都のところについては、その遺産関係がかなり見える状況になっているのに対して、明日香村では点的な何とか塚だとか、板蓋宮跡地らしきところとか、飛鳥時代の歴史的な遺産がポンポンとしか見えない。ほんとうであれば、明日香村の歴史的風土というのは、もう少し本チャンの明日香の歴史的風土というのを見るようにしていくというのが、今、C専門委員もおっしゃったようなことじゃないかと思うんですね。

それで、2番目のところをもう少し強調したような組み立てにならないかなという気がしております、そのためには、点的な施設をせめて線的に結んでいくとか、あるいは明日香歴史公園をもう少し充実させるような格好にするとか、そういう施策を、やや中長期的なマスタープランづくりの中に入れてもらえないかなという気がしています。

行政的な面で見ると、さっきも事務局のほうから説明がありましたように、来年度の予算に向けてとかいうようなのはあるんですけども、その予算の中で、中長期なマスタープランをつくっていくというのを重点に入れていただけないかなという気がしております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

今のご意見についてですが、具体的には5ページに少し書き込んではどうかというふうに理解いたしました、この点については、事務局サイドはどうでしょうか。現状、この中でいくか、あるいは次回以降の議事の中でまた取り上げるとか、いろいろなやり方はあると思いますけれども、お考えございますか。

事務局 現時点では、今、まさにご指摘がありましたようなことについて、今後検討いただくべくということで、課題を整理しておったつもりでございますけれども、これでは書き込みが足りないということであれば、具体的にご指示をいただきますれば、少し加えたいと思います。

また、並びということからいきまして、特に創造的活用ということを念頭に置いておりました観点から、まず景観の保全・創出ということを最初に持ってまいりましたけれども、これは並びからいって、むしろ2番を上を持っていって、2、1、3、4という順番に並べるといふこともあり得るのかなというふうに、今、ご意見を伺っております、感じた次第でございます。

B臨時委員 今、国営公園の充実化というお話が出たんでありますが、これまで、国営公園は、どちらかといいますと、歴史的な遺跡のバックグラウンドのところを中心にされておりました。それは、景観の意味においては大変重要な意味があったのでありますけれども、私は、むしろ現在の段階になってき

ましたら、もう少し明日香の中核的なところに入っていたいただければと思います。これには、当然文化庁との協議というものが大前提になるんでありますけれど、後ろの背景を整備されて、中心のところ、何かほんとうの廃墟に近くなってきておりますので、何とかそこを創生していただければと思います。

委員長 ありがとうございます。

今のご指摘に対しては、事務局、いかがですか。

事務局 先ほど専門委員からも、もともと明日香法が制定された当初、もう少し大きな背景があったというようなお話もございましたけれども、明日香周遊歩道の配置でありますとか、今ご指摘がありました国営公園の配置といったものも、当時の考え方として、たしかいろんな整理があった上でなされてきたことであるというふうには認識してございます。ただ、一方で、そうした認識が、今日十分、引き続き意識されているかと言いますと、必ずしも十分でない面もあるかなという反省もございます。今後、幅広にご検討いただければというふうにご考えてございます。

委員長 ありがとうございます。

各委員から一通りご意見をいただいておりますが、実は、きょうの第1次報告の最大の目的は、来年度の予算に向けて、国として早急に、ぜひ取り組んでいただきたいということで、この今回のポイントについては、実は、どなたからもご異論なかったと思いますけれども、交付金をぜひ引き続きやっていただきたいというのが主眼でございます。これについては、どなたからもご異議はなかったと思います。

また、実はこのあと第2次報告のまとめを、今後の審議を踏まえてするわけでございますが、本日はいただいたご意見は、むしろ今後の展開の推移の中で、またどういうふうになるのかなという感じもしております、5ページに、引き続き検討すべき課題ということでも書かれておまして、この中で、国営飛鳥歴史公園の活用についてという文言もございます。したがって、また今後の審議の中で、どの程度国営公園の役割とか、それから、ここにもマスタープランという言葉が出ておまして、ただ、マスタープランが50年後を見据えているのか10年後なのかということまで書いておりませんが、現時点ではそこまで限定はせずに、一応、マスタープランというのは、長期のビジョンということも含んでおりますので、少し細部については、次回以降の我々の議事進行の中で、第2次報告をまとめしていく中で、多分いろいろな書き込みも可能かと思っておりますので、5ページについては、現時点ではほぼこれくらいのところにとどめておいて、きょうの主眼は、財政的な問題についてぜひ結論を出したいということでございますので、ぜひ、このように加筆したいという強いご要請がなければ、基本的にはこういうところでまとめたいと思います。

そういうことで、今後の審議に向けては、各委員からご意見をいただいたことを踏まえて、次回以降、事務局でもいろんな形でご検討いただけたらと思っておりますので、いかがでございましょうか。ぜひ、こういうふうにしたいという修正のご要望とかご意見があれば、再度伺いたしたいと思います、いかがでございましょうか。大体よろしゅうございましょうか、こういう趣旨で。

(「異議なし」の声あり)

委員長 どうもありがとうございました。そうしますと、予定の時間よりちょっと早目に進行しているわけですが、第1次報告につきましては、本日の草案に基づきまして、場合によっては若干、言い回しとか「てにをは」の、少し修正はあるかもしれませんが、そういう点を含めて、きょうとしては一応審議を終えて、細部の字句についての取りまとめは委員長にお任せいただけるということによろしくございますでしょうか。

では、第1次報告案につきましては、一応、本日、各委員のご了解をいただいたということで、細部の字句修正があるかもしれませんが、それは事務局と私のほうで、再度詰めさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

では、議事次第の(1)にございます、第1次報告についての審議は終了させていただきまして、引き続き、次の議事に移りたいと思います。前回の小委員会におきまして、飛鳥寺周辺の景観問題等についてご指摘がございまして、ご議論いただいたところでございますが、その後の経過等について、事務局からご報告をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

事務局 それでは、お手元の資料7、「明日香村の景観の保全について」ということで用意してございます。こちらに基づきましてご紹介をさせていただきます。なお、この飛鳥寺周辺の景観問題につきましては、本日ご出席の皆様には、現地のほうでもご確認をいただいておりますし、詳しい状況につきましては、簡単にご説明をさせていただければと思っております。

まず、念のために現地の確認でございますけれども、この資料7、後ろに3枚ほどA3の紙を折り込みで入れてございますが、この後ろから2枚目に、その問題の箇所等の周辺の図面並びに写真を貼付させていただいております。真ん中の図面の、赤く塗っておりますところが、問題の物件でございまして、ちょうど黒いハッチ、色の濃いところは、第一種風致地区でありますとともに、第一種の歴史的風土保存地区、現状凍結的に保存する場所というところになっておりまして、それに隣接する第三種風致並びに第二種歴史的風土保存地区ということでございます。下のほう、それから右下のほうに、現況のところのアップの写真がございまして、非常に大きな建築物が、飛鳥寺、建物の本体のすぐ横に建ってしまったということでございます。

資料、戻らせていただきまして、1ページ目でございます。まず、この飛鳥寺隣接地におきます文化財保護法並びに古都保存法違反物件に関します背景並びに経緯についてでございます。まず、この当該地の法規制の現況でございますが、1つは、文化財保護法に基づきます史跡の指定がなされている。「史跡飛鳥寺跡」ということでございまして、現状を変更し、また、その保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないということになってございます。なお、この許可の基準等につきましては、法律で規定しているということではございませんで、明日香村さんのほうで策定されております保存計画に基づきまして、この区域につきましては、現状変更を原則として許

可しない場所である。ただし、既存の建物の増改築につきましては、史跡の保存上支障のない場合に限り許可することがあるという整理になっているところでございます。また、今後、保存・整備事業を進めるため、積極的に公有地化を進める場所でもあるというふうに整理をされております。

次に、古都法並びに明日香法でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、第二種の歴史的風土保存地区に指定されている、したがって、建築物の新築など一定の行為につきましては、府県知事の許可を受けなければしてはならないということになってございます。また、その規制の基準につきましては、施行令第6条によりまして、建築物の新築につきましては、以下のように規制がなされております。建築物の高さが10メートルを超えない。また、屋根並びに外壁が、ここに掲げておりますような外観を有する材料で仕上げられている必要があると。また、その周辺の土地等の歴史的風土と著しく不調和でない形態・意匠であるということが求められております。

また、都市計画法に基づきましては、市街化調整区域であり、また、第三種の風致地区がかかっているところでございます。市街化調整区域ということで、建ぺい率70%、容積率200%の規制がかかっていますが、この場所につきましては、改正前の都計法の規定によりまして既存宅地確認を受けた場所であるということございまして、これとは別に、県の技術基準によりまして協議手続が必要である。また、建ぺい6割、容積率200%、高さ15メートル以下という規制がかかっているということでございます。

また、第三種風致ということで、高さ10メートル以内、建ぺい率40%以内、緑地率20%以上等の規制がかかっているところでございます。なお、これらの規制につきましては、風致地区に関しましては、既存の建物の、今、現に建っている建物が満たしている数値の範囲内までは、これらの規定にかかわらず許可するというございまして、当該地につきましては、建ぺい率は40%を超えて45%というのが従前の建物の状況でございますので、それが上限になるという状況でございます。

続きまして、経緯でございますけれども、2ページ目でございます。平成13年の6月に、土地所有者の方から、それまで建ってございました店舗付きの住宅、これは木造平屋でございますが、これの建てかえにつきまして、文化財保護法並びに古都保存法等に関する許可申請がなされたということになります。このときの許可申請の内容は、木造平屋、外観がつし2階建てということでございます。この許可申請に対しまして、同年の11月に文化庁長官並びに奈良県知事から、それぞれ行為の許可がなされたということでございます。この許可に基づきまして、平成15年の3月から建築工事が着工されましたが、同年6月に、許可内容と異なる建築物が建築されているということが現地を確認されましたので、奈良県によりまして工事の停止を指示したと。その結果、8月に工事が停止されまして、以降、文化庁、それから奈良県、明日香村が連携して、行為者に対しまして事情聴取並びに違反の指導を実施してきたということでございます。この違反指導の内容でございますけれども、当初の許可内容に沿った形で是正すべきということで指示を行いましたところ、行為者が反発をしたということございまして、これを

踏まえて文化財部局から、土地の公有化につきまして行政指導を行ったところ、行為者のほうから、土地を売ることについては勘弁してほしいという話がありまして、その中で、当初の許可内容に沿った形に是正するということが表明されたということでございます。そして、つい先ごろと伺っておりますけれども、今月に、行為者から是正計画につきまして提出があったというふうに伺っております。

この違反の現状と是正計画の中身についてでございますけれども、まず、現状、どういう違反になっているかということでございますが、従前の建築物は、住宅・店舗が用途の平屋木造の建築物でございまして、高さが6.7メートル。建築面積が356平米あまりということで、建ぺい率は45%となつてございました。これに対しまして、建てかえの申請があった図面上では、同じく住宅・店舗用途の木造平屋、高さが6.5メートルで、建築面積は303平米と、外観はつし2階に見える建物ということで届け出がございました。これに対しまして、現実に建っておりますものが、住宅・店舗に加えまして、事務所の用途が入っておりますことと、木造平屋の構造のものが2階建てRC鉄骨づくり、高さも8.4メートルということで、申請に対しまして2メートル近く高い建物が、現に建ててございます。また、建築面積も、総面積で約450平米ほどになりまして、建ぺい率も56.8%ということで、大幅に違反をしているという状況でございます。また、形態・意匠に関しましても、外づけ階段やベランダが設置されておりまして、周辺の歴史的風土とそぐわないという状況になっているのが現状でございます。

これに対する違反指導の内容でございますが、文化財保護法に基づきましては、既存の建物の建てかえということで、例外的に許可したものでございますから、やはり、当初の許可内容に近い形で是正する必要があります。古都保存法に関連いたしましては、外づけ階段等が周辺の歴史的風土と著しく不調和をしてございますので、形態・意匠の是正が必要である。また都市計画法に基づきましては、特に風致地区の関係で建ぺい率違反がございまして、また調整区域の中で、擁壁等の構造物につきましても縮小が必要ということになってございます。

これらを踏まえまして提出されました是正計画でございますが、構造につきましては、現にあります2階建てRC鉄骨づくりのままでございますけれども、2階部分を削りまして、1メートルほど低くして、従来は事務所用途でございましたけれども、これらを小屋裏物入れに変更すると。また、外づけ階段の撤去、ベランダの縮小、窓をなくすということによりまして、外観は、当初計画にございましたつし2階に見える形に修正すると。また、建築面積につきましても、従前の建築物と同等の面積まで縮小して、建ぺい率につきましても45%以下とするということを出されているものでございます。下に一覧表をつけてございますが、是正計画によりまして、事務所用途を廃止することと、高さを約1メートル削ります。これによりまして、当初の、前に建っていた建物に比べますと70センチほど高いわけでございますけれども、圧迫感などを大分減らすという措置をしているところでございます。また、建築面積につきましては、従前建っておりましたものよりも少し減らして、建ぺい率を45%以下と。また、形態・意匠につきましては、外づけ階段の撤去、ベランダの縮小、2階窓の撤去などに

よりまして、つし2階の外観にするということでございます。

資料の一番最後のページに、県のほうで簡単に、コンピュータを使いまして、今回の是正計画でどういふふうに変えるかということシミュレートしていただいたものをつけさせていただいております。左側の写真が現況でございます、右側が、その屋根の部分、2階建て部分の2階部分を1メートル下げまして、窓などを廃しまして、つし2階の外観にしたというものでございます。写真で見ますと、高さはあまり変わっていないように見えますけれども、後ろに見えております電柱の部分を見ていただきますと、これくらい屋根が下がっているということがご理解いただけるかと思っております。

この是正計画に対しましての対応でございますが、資料3ページに戻っていただきまして、(4)でございますけれども、この是正計画につきましては、許可申請時の計画と比べまして、階数・構造が異なるということ、また、屋根、高さが依然として約70センチほど高いということでございますけれども、形態・意匠に関しましては、歴史的風土とある程度調和したものに改善されておまして、その後背地にあります明日香の村落の中で見てもさほど違和感はないという状況まではなっているかというふうに思っております。古都保存法並びに都市計画法の風致、市街化調整区域の規制に関しましては、数値基準、それから形態・意匠につきまして、ともに許可条件に合致しているというふうに判断されるものかと考えております。文化財保護法の規制に関しましては、法規制上、建築物の構造に関する規定がないわけではございますけれども、長期的には公有化して保存・整備事業を進めるという場所でございますので、やはり、当初の許可申請内容どおり木造とすることが望ましいことは間違いございません。ただし、今回は土地所有者から、是正計画とあわせまして、今後公有化する際には協力する旨の意思確認が得られているということございまして、明確に申し上げますと、一筆をいただいたということのようでございますけれども、文化財部局といたしましては、この是正計画をもって文化庁のほうと協議を進めたい。また、文化庁のほうでは、この協議を受けて、内容については文化財審議会に諮った上で検討するというところでございます。

以上が是正計画に対する対応方針でございますけれども、今後の対応方針ということで、今後、同類のことを防ぐためにどうするかということございまして、今回の違反物件の処置につきましては、一つには、違反の確知がおくれまして、建築初期段階で処置がなされなかったということ、また制度・運用両面におきまして、建築物の構造の規制に関しまして、明確な規定がないことが問題となったものというふうに認識してございます。今後、同様の事例の発生を防止するため、以下の運用を図ることによりまして、明日香村におきます歴史的風土の保存と活用に取り組んでまいりたいということでございます。

まず、1点目といたしまして、公有化を推進する地域というふうに保存管理計画に定められた地域におきましては、建築物の増改築を認める場合は、従前の建築物の規模・構造と同等以下であることが原則であるということ再度確認いたしまして、古都保存部局並びに文化財部局が連携いたしまして、特

に明日香村におきましては、この従前建築物というのは基本的に木造でございますので、木造とすることが望ましい旨の行政指導を強力に行う。また、その指導にもかかわらず木造意外の建築行為申請がなされた場合につきましては、1件ごとに奈良県古都風致審議会に付議をいたしまして、形態・意匠に関する指導を実施すると。さらに、その指導に当たりましては、行為者に対しまして、その趣旨・意義の周知を徹底するということが1点目でございます。

2点目といたしまして、これは、違反の早期の発見ということでございまして、県、村の連携でありますとか、パトロール体制の強化によりまして、古都保存並びに文化財保護に関します監視・指導体制を強化するというところでございます。

3点目といたしまして、史跡の保存・整備に関しましては、現在、明日香村のほうで明日香村総合管理計画を策定中というふうに伺っておりますが、それを踏まえまして、今後、国、県、村が連携して、史跡の保存・整備に関しまして円滑な推進を図るべく、関係者間で十分な調整を行いたいということでございます。

4点目といたしまして、これは、古都保存行政の枠の中での対応ということでございますけれども、歴史的風土の保存・活用の観点からも、特に重要な地区におきまして、その許認可等のあり方について検討するということと、古都保存事業によります土地の買入れ制度の有効活用というものも、積極的に進めてまいりたいということでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

かなり詳細な資料と、それから経緯、また今後の対応についてご説明がございましたが、これについてご意見、ご質問はございますでしょうか。

〔専門委員〕 今、是正計画とか、いろんな形で計画していただいて、よいと思うんですが、基本的に、明日香村にもいろんな業種の方がいらっしゃいます。そんな中で、どうしても違反建築等というか、建築までもいかないけれども、材料置き場とか、いろんなものが次々とできてくると。ですから、つくると言うのは大変酷なことで、仕事をやめなさいというような形になるので、明日香村全村に向かって規制されているものですから、我々も一定、そういう景観阻害要因になっている皆さん方の移転先を考えて、今、道路から先につくっていったら、その地域でという思いはしているんですが、なかなか、その景観阻害要因に挙がっている企業、そしてまた倉庫、工場等を具体的に動かすというか、そういうところがなかなか見えてこないものですから、難しい面がたくさん出てきております。

ですから、規制は厳しくやっていただいても結構なんですが、生きる場所は、やはり一定、私はつくるべきだろうと思うし、それに向かった施策というものがとれるような状況にしていきたい。そうでなかったら、一方的に抑えられるということは、やはり住民の反発等々が、私は起こってくるだろうという思いがしますので、その点ぜひとも、見本的にも、こうなさいよ、こういう形になりますよと

ということが住民の皆さん方に示せるような方策というか、政策というものがとれるような状況にしてい
ただきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。

今のご指摘に対して。

B臨時委員 若干、C専門委員のご意向と反対のような感じになるかもしれませんが、今回、いろい
ろとご努力されたことは大変なことだったろうと思います。ただ、最後のこの合成写真を見ますと、こ
れをいいと思うか、これではだめだと思うかというのは、随分判断があると思うのであります。法律上
クリアしていればいいんだというようなことでは、ちょっと明日香は無理なんじゃないかなと思います。
特に、今回の経緯を見ていますと、何とか法律上に合うように、行政的な指導をされたと思われますの
で、私は、これは行政指導としては逆効果ではないかなと思っています。

そういう意味で、今回のこれについては、今後の政策が出されておりますので、こういうものができ
上がった一つの大きな契機に、拠点になったんだろうというふうに思いたいわけでありまして。そういう
モニュメントがここに残ったんだというふうに思っています。

ただ、この中で、将来公有化するときには協力するということがされておりますので、何らかの方法
で、早急に公有化の計画を立てていただければと思っております。

それからC専門委員のほうで、我々の生きていく道を閉ざすなというご指摘があったわけでありま
すが、これは、行政に携われる方としては当然のことだろうと思います。ただ、こういうものは、いか
にして守らなくてはいけないかということは、明日香の住民に十分理解はされているんだと思うのであ
りますが、やはり、生きるためにはこのままではたまらないというご意思が、こういうものを生んだと
思うわけなんです。そういうことで、私は、いろいろ開発にかかわる方、あるいは建築関係にかかわる
方、そういう方々に対して、県の建設のほうの方々から、いかに明日香が大切であるか、遺跡を守ると
いうことはどういうことかについての、もう少しそういう関係者への啓蒙というものが、もししてい
ただけるようであれば、なかなかこれは難しいと思うのでありますが、これを常に避けているために、こ
ういうことが起こっていくのではないかと。要するに、明日香で生きていくためには、お互いにどうし
たらいいのかということ徹底してほしいと思います。

委員長 ありがとうございます。事務局のほうから、両委員のご発言を踏まえて何かございますで
しょうか。

事務局 この件につきましては、特にB臨時委員をはじめまして、委員の皆様方には、現地でも随分
ご心配をいただいていたところでございます。そのあと、県のほうとも相当調整をいたしまして、その
土地の買い取りも含めて、もう一度一からご検討いただいたわけでございますけれども、やはり、今回
の件につきましては、土地所有者とのこれまでの交渉の経緯等も踏まえて、最善の策ということで、と
りあえずここで処置をしたいということで、これも文化庁のほうともよく相談をした上で、こういう形

で整理をさせていただきました。

ただ、今回のことが望ましい決着であるというふうには、私どものほうとしても理解をしてございませんし、それは文化庁のほうも同じ考えでございます。したがって、同じことが二度と起こらないようにということで、引き続き、十分調整・検討を図ってまいりたいというふうには思っております。

また、先ほど専門委員のほうからご心配の、土地の利用と、その土地の場所の価値とのギャップのようなものをどう処理していくかということだと思っておりますけれども、これは、先ほどの1次報告案の中でも、そういうことを少し念頭に置いて整理をさせていただいたつもりではございますが、地域の重要性みたいなものと、その景観のあり方みたいなものについて、村内一律ではなくて、やはりめり張りをつけて、必要な場所と、比較的緩めてもいい場所みたいなものを念頭に置きながら、今後は行政を進めていかなければいけないのかというふうにも考えてございます。それを念頭に置いて、この対応の中でも、最後の歴史的風土の保存の観点からは、許認可のあり方等について、今後検討が必要であるということも整理させていただきました。今後、この景観阻害要因の考え方等につきましては、引き続きこの小委員会の中でもご議論いただければというふうに考えてございます。

委員長 ありがとうございます。

私のほうから質問がございますが、今後の対応で、1つは、4ページに、奈良県の古都風致審議会のことが出ております。それから、もともとの許認可は文化財審議会でございますが、何か、その両審議会のほうに、もちろん行政担当部局はこのことは十分ご承知なわけですが、こういうことが、例えば我々の審議会のほうで議論されたとか、こういうことがあったとか、何か報告が行くということですか。それとも、またそういうことが起きないように、いろいろ事務局として気をつけていくということになりますでしょうか。

それと、もう1点質問ですが、かなり具体的な資料になっております資料7について、公開等の取り扱いですね。例えば一部は非公開にするのか等を含めて、この2点について、ちょっと伺いたいんですが。

事務局 まず、答えやすいほうからでございますけれども、資料の公開についてでございますが、正直に申しますと、個人の話がかなり具体的に書かれているところがございますので、基本的に、例えば資料の公開要求などがあった場合の、もちろん公開対象にはなりますけれども、一部の情報等につきましては、例えば個人が特定できないような形での修正といいますか、いわゆる黒く塗るということを講ずる可能性はあるかというふうに思っております。

ただ、この対応策とか、こういった部分につきましては、当然ながら公開の対象になるというふうにご考えてございます。

それと、審議会での扱いでございますが、文化財審議会のほうでの扱いにつきましては、少しこちらのほうでお答えできる立場にはございませんが、文化庁のほうには、今回のこの問題につきましては、

逐次こちらのほうでの問題認識、並びにこの対応方針に関します資料そのものにつきましてもお示しをして、考え方を整理してございますので、そのあたりにつきましても、文化庁のほうで適宜ご判断いただけるかなというふうに考えてございます。

県の審議会のほうにつきましても、コメントできますか。

奈良県風致保全課長 古都風致審議会におきましても、今までも報告はさせてもらっておりまして、今回、是正計画が出ましたので、次の古都風致審議会において、付議はいたしませんけれども、報告をさせてもらった上で説明をして、各委員に了解をいただくというような形で進めたいと思っております。

委員長 ありがとうございます。

D専門委員 先ほどのC専門委員の話にも関連するんですが、現況と是正後の写真を見比べてみると、景観的に見ると、どちらかというと、前にある掘っ建て小屋が非常に気になります。これは駐車場の管理のための、仮設の建物という位置づけだと思うんですが、こういうものを、例えば移転してもらうことも必要だと思います。是正措置の中でパトロール体制を強化するという話もあるんですけども、例えば、個人が資材置き場等の見栄えのよくないものを安易に作ってしまう。行政指導で是正してくださいと言っても、なかなか聞いてもらえないというような問題もあると思います。そういう場合の対応といたしますか、行政指導という、むちばかりではなくて、例えばあめの措置みたいなことも、何か検討できる可能性はあるんですか。こういう仮設的な建物が一番醜いような気がします。

委員長 今のご指摘については、いかがですか。

事務局 本来でありますれば、これが、例えばきちんと当初の計画どおり木造のものに建てかわっているとか、それから、周辺の少し見苦しいもの等についても直したいということで、施主さんのほうでお考えがあった場合に、明日香村の整備基金でありますとか、それから、今回のこの交付金事業などで、景観の配慮に関しましての助成金の措置がございまして、こういったものの活用が可能となります。

今回に関しましては、これは違反されましたので、そうした助成金等の措置も基本的には講ぜられないと思いますが、一般的には、そういう事業の活用は可能という状況にございます。

D専門委員 基本的に、仮設的な建物に対しては、あまり行政指導はできないということでしょうか。基準法上、申請が出れば、いろいろ行政指導はできると思うんですが。

事務局 仮設のものも含めて、対応は可能というふうに理解をしております。

委員長 私の意見を申し上げますと、やはり景観法が制定されましたので、今後望ましい姿が、特にこういう重要な場所に、今回の景観法を生かして、この地区の、どういう形がいいのかというのを考えていただくとか、そういう中で、今回、そういう仮設の小屋みたいなものをどうするかというのは、難しいかもしれませんが、いろんな住宅についての意匠とか、デザインとか、色とか、それによっては必要な支援策をとるとか、やはり、そういうことで明日香らしい風景が徐々によくなっていくといたしますが、あるいは、その中で居住者が生活しておりますので、それを前提としながらも、なるべく明日香ら

しい景観をつくっていくということに、自然になってくればいいのかと思っております。今回のことを非常に教訓として、今回、資料7の議論をしていただきましたので、また次回以降も、今後の明日香をどうするのかということが議論になりますので、一応今回の、我々の審議会としては、これ自身を直接許認可として扱っているということではございませんので、いろいろ、関係行政部局でこういうふうに取り組んでいただいたということの経過の報告を受けたということで、一応とどめたいと思っております。我々のほうとしては、むしろ次回以降の審議会の中で、この明日香の地域をどうするかという中で、また議論を深めたいなと思っております。

それで、できましたら、この小委員会の回数もそれほど多くありませんので、資料7についての取り扱い、ちょっと私のほうから提案したいのですが、この中でやはり、それと、今、インターネット等で、かなり審議会資料も公開しておりますので、資料7の、場所は飛鳥寺の周辺ということでわかってしまうわけですが、この行政指導の経緯とかは正計画のところは、ちょっと事務局のご判断で、出せない部分というのは変なんですけど、適宜考えていただいて、むしろ今後のこうしたいというのは、ぜひオープンにできる形の資料として公開してもいいのかなという気もしますので、基本的には、今後の対応方針とか、これについてはそのまま出しても支障はないわけですね、こういう問題について。

事務局のご判断で、公開できる範囲をなるべく早目に、そういう要求があったときに対応するというのではなくて、むしろ、資料7についてはこういう扱いにしましょうというのを、事務局で早目にご判断いただければと思います。それで、可能なものは、今回の小委員会も、いずれある時期にインターネット等で公開されると思いますので、その範囲の中で公開していただければと思います。そんなことでよろしゅうございますか。

ありがとうございました。資料7についての議論は、本日はこういうところにとどめたいと思っております。

それで、予定の時間よりはかなり早く進行しているわけですが、むしろ、次回以降のスケジュールとか、あるいは今後の議論についてということで、もしありましたら若干、意見を交換させていただきまして、特段ないようでしたら、たまには少し早目に終わる日があってもいいかなという気もしますので、11時半ぐらいをめどで終了ということにさせていただきたいと思っております。

では、議事次第によりますと、(2)のその他の、主要議題は今の資料7だったわけですが、今後のスケジュール、それから今後の進行について、ご提案なりございましたら、よろしく願いしたいと思っております。

事務局 それでは、本小委員会の第1次報告の取りまとめにつきましては、委員長にご一任いただいたところですが、早急に取りまとめの上、各委員の皆様にお届けいたしたいと思っております。また、次回の小委員会におきましては、今回お取りまとめいただきました第1次報告において、今後引き続き検討すべき課題とされました事項につきまして、引き続き最終報告に向けたご審議をいただきました

いと存じます。

次回の第3回委員会の開催につきましては、前回の小委員会でご了承いただきました、資料9にございます明日香村小委員会の今後の予定のとおり、9月中の予定となっておりますが、いろいろとご予定もあろうかと思しますので、後日事務局から委員の皆様にご都合を照会いたしまして、委員長とご相談の上、開催日を決めることとしたいと存じております。

委員長 ありがとうございます。資料8に、今後の予定ということで書かれております。9月に次回、開催ということでございますが、そこで、皆さんにご提案ですが、あと、事務局にお願いでございますが、やはり、明日香村小委員会の検討課題、かなり具体的なことを踏まえて議論したほうがよろしいかなと思います。それで、前回、第1回のときの議論でも行われましたが、できましたら現地視察と、この東京で行う会議と、交互ぐらいでやってはどうかということが、既に話題になっております。それで、今回のこの第1次報告書の末尾にございますように、かなりいろんな、具体的な今後の検討課題がございますので、事務局、また奈良県、明日香村におかれましては、いろいろ準備等は大変だと思うんですが、できましたら、また現地開催ということをご検討いただくとありがたいなと思うんですが、これについてはいかがでございましょうか。

事務局 前回の委員会でも、少し議論させていただいているところでもございますし、現地の状況、前回のご視察はいただきましたけれども、どちらかといいますと、いろいろな事業が進んでいる箇所を中心に見ていただきましたので、それ以外にも、いろいろと視察すべき箇所は大変多いかと思しますので、皆様のご意向として、現地でということであれば、そのような方向で、事務局としても対応させていただきたいというふうに考えております。

委員長 ありがとうございます。

では、ぜひ次回は現地開催ということで、またご検討いただければ幸いです。

きょうの議事は、ほぼこれで終了しましたが、委員の皆様、何か特にご発言とかご意見、ございましたらちょうだいしたいと思います。いかがでございましょうか。

A臨時委員 議題外の問題なのですが、明日香村らしい景観の保全・創出で、村役場の扱いをどうするかというのを議論することは適当なんでしょうか、不適当なんでしょうか。

委員長 これについては、適当とかどうかということではないと思うんですが、ちょっと事務局のほうから。

事務局 ちょっと、この委員会で個別の施設について、特に村の施設について議論するのは、若干いかなものかなというのはございますが、課題の中で、公共施設の整備のあり方のルールづくりみたいなことについて、ご議論いただく分にはよろしいのかなというふうに思います。

A臨時委員 交付金が何かで、思い切って明日香らしい景観のリードオフマン的な建物にならないかなという、C専門委員の考え方はいかがでしょうか。

C 専門委員 景観阻害要因の第一号でございまして、ところが、これも、村を企業としてとらえると、移転するのに相当な経費がかかる。ですから、ほかの法以前の企業や会社も、大体そういうことで、そこにいないほうがいだろうというのは、皆さんも理解しているんですが、かといって、自分のある土地を有効利用したいというようなことから、ついつい違反的な景観阻害要因が動かない、できてくるといような形の中で、ぜひともそういう意味では、動ける方策をやはりつくりたくないと思いをしています。ただ、村でそれをつくると何十億とかかってくるので、ちょっと……。工場を移転するとかいろんな形になってくると、何十億では済まんかもわかりませんが、ですから、きちんとその施策を一定考えてもらわないと、明日香らしい景観の中での、まずは私は景観阻害要因の物件が、うまく一定の場所に集まっていくのが一番いいのではないかという思いがしています。

役場については昔、どこか遺跡、石上遺跡でも結構ですから、もとの官庁ですから、そういうものを復元していただいたら、そのときは古代衣装を着て執務しますと言ったぐらい、結構長屋タイプの、行政が使いやすい建物がたくさんあるものですから、目に見えるものの中にそういうものを一つ入れていただいたら、一番ありがたいと思います。

委員長 ありがとうございます。また、明日香を舞台の映画のロケにも使えるような役所であるといいかもしれませんが、引き続きまた、本日で最終回ではございませんので、また次回以降、さらに議論を深めたいと思います。

高梨課長から、何かございますか。

高梨課長 いろいろな取り組みがなされてきて、それなりの成果が挙がっている部分もございますけれども、特に、先ほどのご意見にもございましたけれども、バックグラウンドとしての歴史的風土を国営公園というふうなとらえ方をしていた面から、よりそれを積極的に、観光振興面を含めて活用していくという、新たな役割も出ているんだと思います。そういったことで、きょうも公園事務所長も、この席に出席させていただいておりますけれども、今後、いろいろまたご指導を得ながら、明日香村という地域はもとよりでございますけれども、我が国、さらには世界に情報発信できるような国営公園づくりも並行して進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

本日、都市・地域整備局長にご出席いただいておりますので、何かご発言なりごあいさつなり、もしいただけるとありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

都市・地域整備局長 大変お忙しい中、またお暑い中、熱心にご審議いただきましてありがとうございます。本日、第1次報告ということでご提言をいただきまして、まことにありがとうございました。ちょうど概算要求の直前でございまして、国及び地方財政、非常に厳しいわけでございますけれども、特に交付金の継続につきまして、ご提言を受けて、概算要求に反映させていきたいと思っております。

この報告にも書いていただきましたように、昭和55年からということですが、明確に周辺と、土地

利用とか景観が異なってきたという、大変大きな成果が上がってきていると思います。きょうも、いろいろな点でご議論ございましたが、2000年近い歴史の中で、昭和55年からの規制だけでは、まだまだほんとうの明日香というふうにはならないかもしれませんが、やはり、継続してこのような努力をしていく必要があると思います。

奈良選出の、前建設大臣の森本先生は、今回引退されたんですけども、明日香でボランティアの観光ガイドをやるんだというので張り切っておられますし、そういう、あらゆる方々のまごころというか、ご努力がこの明日香をつくっていくのではないかと思います。

ただ、何といっても、行為規制が厳しい中で、財政的な問題が非常に厳しいと。何とかこれが、うまく風土・景観が保たれた中で、観光客がいろいろいらっしゃって、それが村の収入につながって、自立的に成り立っていくと。世界の方々が訪れていただけるというようにならないだろうか、私たちは思っております。先ほど委員長のほうからお話ございましたが、この第1次提言、引き続いてマスタープランの問題でございますとか、幅広くご提言いただけるということで、今後とも委員の皆様方におかれましては、何とぞご理解、ご協力を賜りたいと、心からお願い申し上げまして、一言御礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

委員長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきたいと存じます。長時間にわたりご審議いただきまして、どうもありがとうございました。

- - 了 - -